

「北区子ども・子育て支援計画2015」計画事業の平成29年度以降の事業実施方針(案)について 【全一覧】

網掛け: 主要事業 ※: 子ども・子育て支援事業計画

資料1-1
子ども・子育て会議資料

平成29年2月13日

「子ども」・かがやき戦略推進本部事務

施策目標

1 家庭の育てる力を支援

個別目標 ① 保育ニーズに対応した支援サービスの強化

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
抜粋版参照	1-1 ※	保育所待機児童解消	待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。	子育て施策担当課	継続して実施（29年4月期における入所申込の状況等を踏まえ、今後の対策を検討していく。）	計画通りに進捗するも、多数の待機児童が発生したことから、緊急対策を策定し、29年4月期迄に1,090名、30年4月期までに、489名の受入増を目指すこととした。	定員数7,550人
	1-1 ※	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	就学等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は児童館や放課後子ども総合プランの一般登録の特例的な利用で対応します。	子ども未来課	引き続き定員拡大に努める。全ての直営学童クラブにおいて育成時間を延長する。	定員数2,515人 直営学童クラブの育成時間を延長する。（28年度は21カ所で、29年度は全箇所で延長）	定員数2,690人(小学校1年生～3年生)
	1-1 ※	私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において通常の教育時間の終了後や長期休暇中にお子さんをお預かりします。	子育て施策担当課	継続して実施	通常の教育時間と併せ、保育園並みの11時間以上の開園を行う幼稚園数の充実を図るために、区独自の補助制度を創設した。	
	1-1 ※	子どもショートステイ事業	保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター	継続して実施		
	1-1 ※	子どもトワイライトステイ事業	保護者が就労等により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で午後から夜間にかけて必要な養育を行います。	子ども家庭支援センター	継続して実施		
	1-1 ※	認可保育園	国が定めた基準を満たした施設で、保育の必要性のある0歳～5歳までの子さんに対して保育を行います。	保育課	継続して実施		
	1-1 ※	認証保育所	大都市の特性に着目し、都が独自に設けた基準により0歳～3歳未満児の保育を行います。	保育課	継続して実施		
	1-1 ※	家庭福祉員	保育士等の資格を持つ者が、0歳～3歳未満児を家庭的な雰囲気の中、自宅などで保育を行います。	保育課	継続して実施		
	1-1 ※	定期利用保育施設	都の制度に則り、北区が承認した認可外保育施設として、パートタイム就労等、継続して短時間の保育が必要な方も利用が可能とした、多様な就労形態に即した保育を実施します。	保育課	継続して実施		
	1-1 ※	小規模保育所	区が施設・運営基準を定め、民間事業者が設置・運営している施設で保育の必要性のある0歳～2歳までの子さんにに対して保育を行います。	保育課	継続して実施		

抜粋版参照	1-1	11 ※	一時保育事業	利用要件を問わず、一時に児童の養育ができない場合、保護者にかわって保育園で保育します。	保育課、子育て施策担当課	継続して実施		
	1-1	12 ※	緊急保育事業	保護者が傷病・出産等で緊急に児童を保育できなくなった場合に、保育園で一時に保育します。	保育課	継続して実施		
	1-1	13 ※	延長保育事業	保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。	保育課	継続して実施		
	1-1	14	休日保育事業	保護者が就労等で休日に児童の養育ができない際、保育園での保育を実施します。	保育課	継続して実施		
	1-1	15	年末保育事業	保護者が就労等で、年末に児童の養育ができない場合に保育園で保育を実施します。	保育課	継続して実施		
	1-1	16	夜間保育	おおむね午前11時～午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。	保育課	継続して実施		
	1-1	17 ※	病児・病後児保育（施設型）	病中又は病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童を対象に、保護者が就労等で児童の養育ができない場合、医療機関や保育所等で保育を行います。	保育課	病後児保育1施設に加え、病児保育施設1施設を開設させる	平成29年度中の病児保育施設の開設を目指し、事業者との協議を進めた。	
	1-1	18 ※	病児・病後児保育（利用料金助成型）	民間の居宅訪問型病児サービスを利用した際、その利用料の一部を補助します。	保育課	継続して実施		
	1-1	19	福祉サービス第三者評価の実施	保育サービスの質の確保と向上を図るために、第三者評価を実施します。	保育課	継続して実施		

個別目標② 子育てに関する相談・情報提供の充実

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画H31年度目標	
抜粋版参照	1-2	1 ※	子育て相談事業	児童館（子どもセンター）において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施します。また、拠点の児童館（子どもセンター）において、専門相談員による子育て相談を実施します。	子ども未来課	継続して実施（児童館機能の統合・廃止に伴い実施施設数は減少）	岩淵・中里児童館を廃止	
抜粋版参照	1-2	2	（仮称）子どもプラザの検討	総合的な子育て支援拠点として、子どもの発達や子育てに関する不安の解消に対応する相談機能などを備えた「（仮称）子どもプラザ」の整備を検討します。	子ども未来課	継続して実施	平成27年3月に策定した北区基本計画2015において、前期計画期間（27～31年度）までの検討とされた。	
抜粋版参照	1-2	3 ※	利用者支援事業	子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集・情報提供、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援をします。	子ども家庭支援センター	継続して実施	平成28年4月から子ども家庭支援センター内に「子育てナビ」を設置した。子育てに関する情報提供・相談・助言を行い、各種サービスの円滑な利用を支援した。	1か所
	1-2	4	子育てガイドブック、子育てマップの発行	出産前から就学前までの子さんを育てている家庭を対象として、出産及び育児に関する不安を軽減するために、子育てに関する各種施策及び公共施設を案内する情報誌として、子育てガイドブック・マップを作成し、子育て福袋に封入するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課	継続して実施		

抜粋版参照	1-2	5	「きたくのようちえん」の発行	幼稚園は、独自の教育方針のもと、特色ある幼児教育を展開しています。幼児教育に关心を深めていただくとともに、ご家庭やお子さんにある幼稚園を選ぶ際の参考としていたくために、「きたくのようちえん」を隔年で発行します。	子育て施策担当課	継続して実施		
	1-2	6	「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行	在宅で子育てしている家庭や就学前の子どもがいる家庭への支援の一環として、子どもの成長の目安として接し方や考え方の参考として活用できるように「子どもたちの育つ姿 家庭版」を作成し、子育て福袋に同封するとともに、関係施設で配布します。	子ども未来課	継続して実施		
	1-2	7	子育て福袋の配付	母子健康手帳の交付時に、子育てガイドブック、子育てマップ等を入れた「子育て福袋」をお渡ししています。	子ども未来課	継続して実施		
	1-2	8	子育て支援情報配信メール（「安全・安心」快適メール）	保育園の空き情報及び子どもに関する講座やイベントの開催情報、区で行っている主に乳幼児がいる家庭を対象とした事業の案内などを、毎月10日に区のホームページを通じて登録した希望者にメール配信します。	子ども未来課	継続して実施		
	1-2	9	子育て応援サイトの充実	「子育てるなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす「子育て応援サイト」の作成・更新を行い、北区の子育てに関する情報を集約、発信していきます。	子ども未来課	継続して実施 「（仮称）子育てアプリ」の運用を開始	27年2月に開設した子育て応援サイト「きたハビ」の利便性を向上させるため、28年度中に「（仮称）子育てアプリ」を構築する。	運用・拡充
	1-2	10	保育園・幼稚園・児童館（子どもセンター）ホームページによる情報提供	保育園・幼稚園・児童館（子どもセンター）の情報を児童や保護者、地域へ提供し、施設の特色や生活の様子などを伝えることにより、より活発な活用を図るため、ホームページを作成・更新します。	保育課、学校支援課	公立こども園追加		
	1-2	11 ※	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭の総合相談、子ども家庭在宅サービス、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、児童虐待の通告窓口として、関係機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。	子ども家庭支援センター	継続して実施	子育てひろば事業として、来館者が気軽に悩みを話し、子育て情報を共有できる機会として、グループワークを積極的に取り入れ、孤立せず一人で悩まない環境づくりを行った。	
	1-2	12	教育相談所の運営	児童・生徒の学習上・生活上の悩みや、保護者や教員の児童・生徒の教育指導に関する問い合わせや個別的な相談の要請に応え、児童・生徒の健全育成に資するとともに学校教育相談的な考え方や技法の向上の普及を行います。	教育支援担当課	継続して実施		

個別目標 ③ 親育ちへの支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
1-3	1	はひママ学級・パパになるための半日コース(旧名称：ママパパ学級・パパになるための半日コース)	専門職による妊娠・出産・育児についての指導や助言、実習を行います。また、その講習を通して、先輩ママ・パパとの交流を図り、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。	健康推進課	継続して実施	参加者同士が相互に交流を深められるよう事業方法を変更した。	ママパパ学級年24回実施 年1,680人（年述べ） パパ半日年24回 年720人
1-3	2	リフレッシュタイム	育児のストレスを感じている母親を対象に、保健師や専門職とともに自分自身を取り戻すためのグループワークをおこないます。	健康推進課	継続して実施		

抜粋 版参照	1-3	3	親育ちサポート事業	地域の子育て支援施設である児童館（子どもセンター）で、乳幼児を育てる親を対象にカナダ生まれの親支援プログラム「ノーパティズ・パーエクト・プログラム（NPプログラム）」を実施、親が自信を持って子育てができるようサポートします。	子ども未来課	継続して実施（児童館機能の統合・廃止に伴い実施施設数は減少）	岩淵・中里児童館を廃止	年35回開催 年350人/年
	1-3	4	ママ応援プロジェクト	乳幼児を持つ保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	子ども未来課	継続して実施		延べ参加者数400人 (5-3-3イクメン講座・イクじいいくばあ講座、5-3-4父親への支援事業も含んだ合計)
	1-3	5	新人お母さん・お父さんの保育見学	健康いきがい課健康相談係との連携により、出産予定の方や初めてお母さん・お父さんになった方を対象に、子育ての不安を解消するため、保育見学や育児相談を実施します。	保育課	継続して実施		
	1-3	6	家庭教育学級	学齢期の児童等を持つ保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	生涯学習・学校地域連携課	継続して実施		

個別目標 ④ 安心できる妊娠・出産・子育てへの支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
1-4	1	未熟児養育医療助成	母子保健法に基づき、養育のため入院することを必要とする未熟児に対して、給付を行います。	健康推進課	継続して実施		
1-4	2 ※	妊産婦健康診査	妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査を公費負担により実施します。産婦については、乳児健康診査時に実施します。	健康推進課	継続して実施	28年度 子宮頸がん検診追加	妊婦健診 延35,697人 産婦検診 2,778人
1-4	3	里帰り出産等の妊婦健康診査費用の助成	公費による妊婦健康診査受診票を使うことができずに妊婦健康診査を受診した妊婦に対し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。	健康推進課	継続して実施		
1-4	4	妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦に対し、医療費の助成を行います。	健康推進課	継続して実施		
1-4	5	妊婦歯科健康診査	妊婦を対象に、歯科医師による歯科検診や歯科衛生士による歯みがき指導等を行うとともに、保健師や助産師の健康指導を実施します。	健康推進課	継続して実施		
1-4	6 ※	妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業	保健師や助産師が妊娠・産後の健康管理のための訪問を実施します。また、新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行うため、全戸訪問を実施し、子育て支援に関する必要な情報提供も行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援します。	健康推進課	継続して実施		訪問人数2,692人

抜粋版参照	1-4	7	産前産後セルフケア講座	妊娠定期と産後3か月までの女性を対象として、自身の身体のケアと育児不安や孤立感の軽減を図ります。	健康推進課	継続して実施（全児童館・子どもセンターで実施）		
	1-4	8	マタニティクッキング	妊婦を対象に調理実習を通して、適切な食生活の認識を図ります。	健康推進課	28年度をもって廃止	はびママ学級等の「食育」を充実させ実施する。	
抜粋版参照	1-4	9	特別育児相談事業 (ひよんぴょんカンガルーの会、ツインズ・イン・北区)	多胎児の親や、発達に心配のある児の親子を対象に、グループワークを実施し、知識の学習や不安の軽減を図ります。	健康推進課	継続して実施		
	1-4	10 ※	安心ママヘルパー事業	産前産後の体調不良の母親の家事や育児の軽減を図るために、ヘルパー派遣事業を新しく開始します。	子ども家庭支援センター	継続して実施	周知がすすみ、はびママひよこ面接等に来館した際に申請する方が増えた。	ヘルパー派遣利用者2,400人
抜粋版参照	1-4	11	相談カード（妊婦用）の配布	妊娠による様々な不安の解消に努めるために、健康支援センター等の区内の相談窓口で配布します。	子ども家庭支援センター	廃止の予定(継続して実施で問題ないか確認中1/16時点回答なし)	薬局へカードを置いていただくようお願いをしているが、配布後のカードの管理（整理）が難しく、健康支援センターなど区立の相談窓口の配布が中心となつた。	
	1-4	新規	産後ショートステイ事業	産後ケア実施施設に宿泊し、産後の母体の回復や不安解消、自宅での育児に困らないための育児技術の習得を支援する。	健康推進課	産後ケア施設・助産院に委託して実施する。		
抜粋版参照	1-4	新規	産後ティケア事業	産後ティケア事業に取り組む団体への支援を行う。ティケアでは、スタッフによる乳児のケアと母親のケア（入浴・睡眠等）を行う。	健康推進課	継続して実施		
	1-4	新規	はびママ・きたく事業	妊娠届を出した妊婦に対し、妊娠中の様々な不安を軽減するため、地区担当の保健師等が「はびママ・たまご面接」を行い、後日、妊娠出産を応援するグッズを贈呈する。また、生後6か月までの子どもと保護者に対し、育児の不安を軽減するため、子ども家庭支援センターや児童館・子どもセンターで「はびママ・ひよこ面接」を行い、育児を応援するグッズを贈呈する。	健康推進課、子ども家庭支援センター・子ども未来課	継続して実施	28年1月より、はびママたまご面接を、7月からはひママひよこ面接を実施した。	

個別目標 ⑤ 経済的負担の軽減

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
1-5	1	児童手当の支給	0歳～3歳未満児には月額15,000円、3歳～小学校修了前の児童には月額10,000円（第3子以降は月額15,000円）、中学生には月額10,000円を支給します。ただし、受給者が所得限度額以上の場合は一律5,000円の支給になります。	子ども未来課	継続して実施		
1-5	2	子ども医療費助成	0歳～中学3年生（15歳に達した日以後の最初の3月31日）までの保険適用医療費自己負担分を区が負担します。高校生等については、入院医療費の自己負担分を助成します。	子ども未来課	継続して実施		維持推進
1-5	3	外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金	外国人学校に幼児、児童及び生徒を通学させている外国人の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、補助金を交付します。	子育て施策担当課	継続して実施		

抜粋版参照 抜粋版参照	1-5	4	私立幼稚園等入園祝金交付事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせている保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	子育て施策担当課	継続して実施		維持推進
	1-5	5	私立幼稚園等保護者負担軽減補助事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせている保護者の負担を軽減するため、補助金を交付します。	子育て施策担当課	継続して実施		
	1-5	6	私立幼稚園等就園奨励費補助事業	私立幼稚園又は区が指定する幼稚園類似の幼児施設への就園を奨励するため、保護者の所得状況に応じ、補助金を交付します。（新制度移行園は対象外）	子育て施策担当課	継続して実施		
	1-5	7	認証保育所等保育料補助事業	認証保育所や定期利用保育施設に在籍する児童の保護者に保育料の一部を補助します。	保育課	継続して実施		
	1-5	8	ファミリー世帯転居費用助成	18歳未満の子どもを2人以上扶養・同居し、区内に1年以上居住している世帯が、最低居住面積水準以上かつ、転居前より広い区内民間賃貸住宅に住み替える場合に、転居費用の一部（礼金と仲介手数料の合算額）を助成します。（上限30万円）	住宅課	継続して実施		
	1-5	9	親元近居助成	区内に10年以上住む親の近くで、子ども世帯（18歳未満の子ども1人以上扶養・同居）が区内の住宅を取得する際に、20万円を限度に登記費用を助成します。	住宅課	継続して実施		250件（累計）
	1-5	10	三世代住宅建設助成	三世代が同居し高齢者に配慮した住宅を建設する場合に、一棟につき50万円を助成します。三世代とは、「親と子と孫」などの世帯をいいます（要事前申請）。	住宅課	継続して実施		
	1-5	11	奨学資金の貸付	高等学校等への入学予定者（在学者を含む）で、経済的な理由により修学が困難な区民に対し、奨学資金を貸し付けます。	教育政策課	継続して実施		
	1-5	12	就学援助	区立小中学校に通学する低所得世帯の児童生徒に対し、学習に必要な費用を援助します。	学校支援課	継続して実施		

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり

個別目標 ① 地域における子育て家庭への支援								
施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標	
抜粋版参照 抜粋版参照	2-1	1	子育てひろば事業	地域の子育て家庭に対して、つどいの広場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進します。	子ども未来課	継続して実施（児童館機能の統合・廃止に伴い実施施設数は減少）	岩淵・中里児童館を廃止	
	2-1	2	児童館（子どもセンター）での乳幼児クラブ及びサークル活動	親の育儿不安解消や交流の場の提供、仲間づくりをするために、親子で体操、工作、リズム遊びなどを行います。また、子育て中の保護者が、気軽に子育てサークルに参加できる仕組みをつくり、子育てサークル活動を支援します。	子ども未来課	継続して実施（児童館機能の統合・廃止に伴い実施施設数は減少）	・岩淵・中里児童館を廃止 ・栄町・浮間・神谷南の3児童館を子どもセンターへ移行	全児童館（子どもセンター）で実施

抜粋版参照	2-1	3 ※	子育てアドバイザー活動	区内の児童館（子どもセンター）において、民生委員・児童委員による子育て相談事業を実施し、子育てに対しての助言を行います。	子ども未来課	継続して実施（児童館機能の統合・廃止に伴い実施施設数は減少）	岩淵・中里児童館を廃止し、23児童館及び育ち愛ほっと館で実施	
	2-1	4	みんなでお祝い輝きバーステー事業	満1歳児の親子をその誕生日ごとに、児童館（子どもセンター）や育ち愛ほっと館等でのお誕生会に招待し、同じ世代の子を持つ親子の交流の場の提供と、児童館等利用のきっかけづくりを行います。	子ども未来課	継続して実施		
抜粋版参照	2-1	5	2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会	主に2歳児を対象に、幼稚園の入園準備のための情報交換会を行います。	子ども未来課	継続して実施（児童館機能の統合・廃止に伴い実施施設数は減少）	岩淵・中里児童館を廃止	
	2-1	6	赤ちゃん休けい室の整備	赤ちゃんを連れて安心して外出できるよう、おむつ替えや授乳などで気軽に立ち寄ることができる簡易スペースを区民施設の新設や改修に合わせて設置します。	子ども未来課	継続して実施		
抜粋版参照	2-1	7	子育てにっこりバースポート事業	子育て家庭の経済的な負担軽減と地域ぐるみでの子育て支援、及び地域の商店の活性化を図るために、区内の商店に協賛店の協力を得て実施します。中学生以下の子どもがいる世帯にバースポート（カード）を発行し、その提示により協賛店にて割引や特典が受けられます。	子ども未来課	継続して実施		
	2-1	8	幼稚園・保育園における地域子育て支援活動	在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、幼稚園未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。	保育課、学校支援課、子育て施策担当課	公立こども園追加		全幼稚園で実施 全保育園で実施
抜粋版参照	2-1	9	保育園における地域交流活動事業	子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。	保育課	継続して実施		
	2-1	10 ※	ファミリー・サポート・センター事業	保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、「サポート会員」がお子さんをお預かりして育児支援を行う、相互援助活動の連絡調整を行います。	子ども家庭支援センター	継続して実施		7,200/人日
抜粋版参照	2-1	11	家庭教育力向上プログラム	家庭教育力向上アクションプランを作成するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するほか、親子のきずなづくりや生活習慣の形成事業等を実施します。 (具体的な取組：ブックスタート、親育ちサポート事業、生活リズムお邪魔妖怪～退治日記～、親子きずなづくり、メディアコントロール、家庭教育学級。29年度からの新たな取組：はぐphoto事業、家庭でやっておきたい10の大切なこと、さわやか★朝ひろば、未来の親を育てようプロジェクト、北区きずな歌、北区版家庭学習のすすめ、北区ハイタッチ運動)	教育政策課、生涯学習・学校地域連携課、教育指導課、中央図書館、子ども未来課、保育課	継続して実施	新規事業7つと既存事業7つを合わせて、14のアクションプランを策定し、生活習慣の形成と家庭学習の定着、親子のきずなづくりの家庭教育における3つの課題を柱に、関係各課と連携し取り組みを行う。	推進
	2-1	12	子育て情報支援室保育事業	中央図書館子育て情報支援室で乳幼児をお預かりし、保護者にゆっくり図書館を楽しんでいただきます。読み取り入れた子育てに活かしてもらえるよう、保育を併用した講座も設定します。	中央図書館	継続して実施		

個別目標 ② 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

抜粋版参照

抜粋版参照

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
抜粋版参照	2-2 1	協働による地域づくりの推進	地域づくり応援団事業：NPOやボランティア団体などが自立的に企画、実施する公共的活動を支援します。政策提案協働事業：NPOやボランティア団体などからの事業提案により、区と協働して実施します。	地域振興課	継続して実施		推進
	2-2 2	フレーバーク事業	子ども達が自分の責任で自由に遊ぶことにより、自主性や創造性を育むことを目的とした外遊び（フレーバーク）を実施する団体に対し、補助金を交付します。	子ども未来課	継続して実施		
	2-2 3	青少年地区委員会活動	区内各地区において、伝統や環境などの特性を活かして、スポーツ・野外活動、家族ふれあいの日事業等を実施する青少年地区委員会の活動を支援します。	生涯学習・学校 地域連携課	継続して実施		維持推進
	2-2 4	地域環境づくり推進活動	毎年11月の子供・若者育成支援強調月間に合わせ、各青少年地区委員会が11月前後に実施するイベント等の会場で挨拶・声掛けをしながら、参加児童・生徒等に啓発用グッズを手渡しして挨拶の大切さを啓発します。	生涯学習・学校 地域連携課	継続して実施	※平成28年度より、「子ども・若者育成支援強調月間」を主唱する内閣府が呼称を「子供・若者育成支援強調月間」に変更したため、当該箇所を変更した。	
	2-2 5	地域育て合い事業	地域での総合的な子育て支援するために、近接又は隣接する13の児童館（子どもセンター）・保育園にて、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を行います。	子ども未来課	継続して実施（児童館機能の統合・廃止に伴い実施施設数は減少）	岩淵児童館・中里児童館廃止	
	2-2 6	昔遊びや伝統的な文化の継承活動	児童館（子どもセンター）や保育園において、子育て経験のある方や、伝統的な日本文化の知識がある方により、昔遊びや、伝統的な文化の継承活動をします。	子ども未来課	継続して実施		
	2-2 7	高齢者参画による世代間交流	保育園において、地域における子育ての経験者・伝統继承者等としての高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ります。	保育課	継続して実施		
	2-2 8	学校支援ボランティア活動推進事業	小中学校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、学校支援ボランティアの活動を推進します。	生涯学習・学校 地域連携課	継続して実施		
	2-2 9	道徳授業地区公開講座の実施	意見交換を通して、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進するため、道徳授業地区公開講座を実施します。	教育指導課	継続して実施		
	2-2 10	図書館における協働の推進	地域ぐるみの読書活動の充実を図るため、「おはなし会」などの読書活動推進事業について、ボランティアなど地域の読書活動支援者との協働体制の推進を図ります。	中央図書館	継続して実施		

個別目標 ③ 地域における子育てネットワークの育成・支援						
施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項
抜粋版参照	2-3 1	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）ネットワーク事業	区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）との利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0歳～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ちの環境づくりを推進します。	子ども未来課	継続して実施	
	2-3 2	青少年地区協議会の開催	区内3地区で、各青少年地区委員会の代表者が一堂に会し、各地区的事例発表、監察担当者の講話等を通して、地区の青少年を取り巻く情報を共有する機会を設けます。	生涯学習・学校 地域連携課	継続して実施	

個別目標 ④ 地域づくりのための人材育成の推進						
施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項
2-4 1	青少年地区委員会委員研修	青少年地区委員会委員の意識啓発と青少年健全育成活動の活性化を図るため、委員の研修を実施します。	生涯学習・学校 地域連携課	継続して実施		
2-4 2	子育てアドバイザー研修	児童館（子どもセンター）において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育てアドバイザーに対して、必要な研修を行います。	子ども未来課	継続して実施		
2-4 3	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）等専門研修	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）職員に対し、乳幼児親子や中高生対応に必要なスキルを身につける研修を行います。また、地域ネットワークの拠点として、利用者・地域・学校等の関係機関を結びつける意識と能力を身につける研修を行います。	子ども未来課	継続して実施		年14回開催
2-4 4	PTA支援事業	PTA会員の資質の向上・各校PTA活動の充実を図るため、北区立幼稚園・小学校・中学校PTA連合会と共に研修会を実施します。	生涯学習・学校 地域連携課	継続して実施		

個別目標 ⑤ 子どもの安全を確保する活動の推進						
施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項
2-5 1	子ども見守りネットワークの構築	区内で刃物所持事件等、子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案や、子どもへの声掛け事案が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。	危機管理課	継続して実施		維持推進
2-5 2	安全・安心情報配信メール（「安全・安心」快適メール）	「安全・安心」快適メール登録者向けに、子どもを対象とした、声かけ・痴漢行為等、子どもの安全を脅かす行為をする不審者に関する情報を配信します。	危機管理課	継続して実施		

抜粋 版参照	2-5	3	『子ども安全手帳』の配付	子どもをねらった犯罪等に対し、子ども自身が日頃から防犯や安全に関して考えたり、潜在的に危険な場所に気づく能力や防犯意識を啓発するための補助教材として『子ども安全手帳』を作成し、区内の小学生に配付します。	危機管理課	継続して実施		
	2-5	4	小学生への防犯ブザー配付	子どもをねらった犯罪等に対する安全対策として、防犯ブザーを区内の区立小学校・私立小学校の新入児童（転入含む・全員）及び区立中学校の転入生（希望者）に配付します。	危機管理課、生涯学習・学校地域連携課	継続して実施		
	2-5	5	子ども防犯教室	区内の保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の子どもたちを対象に、警察OBの防犯推進員による腹話術人形や紙芝居などを活用した防犯教室を実施します。	危機管理課	継続して実施		年90回実施
	2-5	6	不審者対応訓練	区内の保育園、幼稚園、児童館（子どもセンター）等の職員を対象に、警察OBの防犯推進員による不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。	危機管理課	継続して実施		
	2-5	7	乳幼児の事故予防の意識啓発	乳幼児健診（3～4カ月、1歳6カ月、3歳児）時などに乳幼児の事故防止のためのパンフレットを配布したり、健康教育など折に触れて意識啓発に努めます。	健康推進課	継続して実施		
	2-5	8	地域ふれあいバトロール事業	学童クラブ等の利用児童の安全確保のため、シルバー人材センターに委託し、付近のバトロールを実施します。	子ども未来課	継続して実施		
	2-5	9	環境浄化運動	青少年地区委員会などにおいて、青少年の健全育成を阻害する恐れるある、有害な図書・DVD等の調査や排除に向けての啓発運動を実施します。	生涯学習・学校地域連携課	継続して実施		
	2-5	10	青少年の非行及び事故防止のための各関係機関の協働	青少年問題協議会を設置し、関係機関と情報交換を行い、青少年の非行及び事故の防止を推進します。	生涯学習・学校地域連携課	継続して実施		
	2-5	11	非常通報装置「学校110番」の整備・維持管理	子どもたちの安全を図るため、緊急通報用として保育園、区立小中学校、区立幼稚園、児童館（子どもセンター）、学童クラブに非常通報装置を設置し、維持管理を行います。 私立保育園及び認証保育所については、設置する際に補助金を交付します。 私立幼稚園においては、維持管理に対し、補助金を交付します。	学校改築施設管理課、保育課、子育て施策担当課	継続して実施		
	2-5	12	安心安全な給食の実施	園児・児童・生徒に安心安全でおいしい給食を提供するため、栄養士の管理の下で新鮮な食材を購入し、食品搬入時の点検や調理工程上の衛生管理に努め、保育園・区立小中学校で手づくりの給食を提供します。 ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施します。 ・おかげの衛生検査を保育園は年4回、区立小中学校は年3回 実施します。 ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックをします。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施及び衛生講習会を調理員、栄養士、委託調理従事員を含むスタッフが受講します。	保育課、学校支援課	継続して実施		保育園及び小中学校で実施

抜粋版参照	2-5	13	給食における食物アレルギー対応	給食における食物アレルギーについて、区立小中学校は基本除去食、区立保育園は主食・主菜を代替食、その他を除去食で個別調理により対応します。	保育課、学校支援課	継続して実施	区立小中学校において、アレルギー対応食の調理及び配膳工程の再確認を実施した。	
	2-5	14	交通安全教室の開催	管轄警察署が中心となり、小学生の安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用等の交通安全教室を開催します。	施設管理課	継続して実施		
	2-5	15	ランドセルカバーの着用	小学校の新入学児童にランドセルカバーを配付することにより、児童の交通安全意識を養うとともに車両運転手からの視認性を高め、交通事故防止を図ります。	施設管理課	継続して実施		
	2-5	16	自転車安全運転免許証制度の推進	小学生4学年に対して、自転車の安全利用の実技・筆記試験を実施し、合格者に自転車安全運転免許証を発行し、自転車の安全利用・マナーの向上を図ります。	施設管理課	継続して実施		
	2-5	17	セーフティ教室等の開催	区立保育園、児童館（子どもセンター）、小中学校において、警察署等と連携して、不審者等への対処策や非行防止に関する学習を実施します。	子ども未来課、保育課、教育指導課	継続して実施		
	2-5	18	防犯カメラの設置	経年による老朽化が目立つ防犯カメラを更新するとともに通学路の安全を確保するため、小学校全校を対象に、校内及び校内から通学路を撮影する防犯カメラを新設します。	学校改築施設管理課	29年度で全校設置完了予定のため、その後はさらなる拡充案を検討。		
	2-5	19	子ども安全対策協議会	児童を犯罪等から守るため、各区立小学校において保護者や教職員・自治会等地域の方々、警察署等で構成する「子ども安全対策協議会」を組織し、子どもの安全対策の現状と課題について、構成員が情報交換、意見交換を行うとともに協力体制を深め、地域社会全体で子どもの安全対策に取り組みます。	生涯学習・学校地域連携課	継続して実施		
	2-5	20	こども110番	「こども110番」のシンボルマークを協力者宅の玄関等に設置し、児童・生徒が登下校時に危険を感じた場合、協力者宅に保護を求め、警察や保護者・学校などへ連絡し、安全を確保します。小学校PTA連合会にフレートシール代、保険料を助成します。	生涯学習・学校地域連携課	継続して実施		
	2-5	21	通学路の交通安全対策	通学路の交差点や横断歩道等に児童交通指導員を配置したり、通学路標識を設置し、通学路の交通安全対策を実施します。	学校支援課	継続して実施		児童交通指導員128箇所 通学路標識538本

施策目標 3 未来を担う人づくり

個別目標 ① 就学前教育の充実

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
3-1	1	私立幼稚園協会への補助	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	子育て施策担当課	継続して実施		

抜粋版参照	3-1	2	幼稚園の教育活動の充実	区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付します。	子育て施策担当課、教育指導課	継続して実施		
	3-1	3	保育園職員等専門研修	保育の質向上のため保育園職員等（認可外含む）に対し、職種別専門研修を行います。	保育課	継続して実施		
	3-1	4	きらきら0年生応援プロジェクト	幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を図るために、幼稚園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施するとともに、保護者を対象に「小学校入学前子育てセミナー」を開催します。また、「北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」の活用を推進・拡大するために幼児教育施設にコーディネーターを派遣します。	教育政策課	継続して推進		維持推進
	3-1	5	区立認定こども園の開設	就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズに積極的に応えるため、幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」の開設に取り組みます。モデル実施として、平成29年度に1園の開設を予定しています。	学校支援課	さくらだこども園の開設を受け、検証を行う。	29年4月さくらだこども園開設に向けて準備	1園開園
	3-1	6	こども図書館の整備・運営	子ども連れでも気兼ねなく図書館を使えるよう、利用者同士の情報交換の場である子育て情報支援室や授乳コーナーなどを中央図書館に配置し、子どもの読書活動を支援します。	中央図書館	継続して実施		
	3-1	7	読み聞かせや読書活動の支援の実施	赤ちゃん、幼児、小学生それぞれの年齢に合わせたおはなし会等を定期的に実施するとともに、子どもたちの成長に適した本の紹介やイベントの開催などを通じて読書活動の支援を行います。	中央図書館	継続して実施		
	3-1	8	ブックスタート	3~4か月児健康診査の機会を捉えて、ブックスタートバックを配布しながら保護者にブックスタートの趣旨を説明し、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行います。	中央図書館	継続して実施		
	3-1	9	ブックスタートフォローアップ	ブックスタートによる絵本の配布後、絵本サロン、読み聞かせやブチコンサート等の楽しい催しを通して読書活動の継続を促します。 図書館をはじめ児童館など、より身近に、親子の交流の場を拡げて実施します。	中央図書館	継続して実施		
	3-1	10	3歳児絵本プレゼント	地域での子育てを応援する中で、年齢に応じた絵本の利活用により、子育ての楽しさをより実感してもらい、幼児期の読書活動を推進するため、3歳児に絵本をプレゼントします。	中央図書館	継続して実施		

個別目標 ② 教育の場における子育ちの支援

施一覧	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
抜粋版参照	3-2 1	大学機能との連携の推進	大学の持つ専門的なノウハウを活かし、学校教育への支援をはじめ、地域との協働事業など、様々な場面で教育力の向上を目指し、提携・連携する分野の拡大を図ります。	企画課	継続して実施		
	3-2 2	リサイクルの啓発	子ども向け環境学習用啓発冊子「わたしたちができること」を作成し、区内の小学校に環境学習資料として配布します。	リサイクル清掃課	継続して実施		
	3-2 3	北区学校ファミリー構想の推進	通学区域の重なる区立幼稚園、区立小中学校を核としてグループ（サブファミリー：SF）をつくり、学校（園）間連携、学校（園）と地域の連携によって学びの連続性を図り、教育の幅を拓げるとともに質を高めていきます。	教育政策課	継続して実施		維持推進
	3-2 4	北区小中一貫教育の推進	北区学校ファミリー構想を踏まえ、サブファミリーが義務教育9年間を貫いた「育てたい子ども像」や教育目標を設定し、小中学校間の円滑な接続を目指します。	教育政策課	継続して実施		全サブファミリーで実施
	3-2 5	(仮称) 教育総合センターの設置	教育先進都市・北区の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所及び就学相談事務を統合し、(仮称) 教育総合センターの設置を検討します。	教育政策課	継続して実施	適地がないため、当分の間、滝野川分庁舎に暫定設置とする。	
	3-2 6	理科大好きプロジェクト 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	理科実験支援事業、実験講座（サイエンスDAYキャンプ、サイエンスラボ）を実施します。	教育未来館	継続して実施（サイエンスラボと科学部支援事業の一本化を検討）	サイエンスラボ（全10回のうち1回）をお茶大キャンパスで実施した。	全中学校で推進
	3-2 7	学校の改築	区立小中学校の改築時期を迎える学校施設について、児童・生徒の快適で安全な学校生活を実現するため、学校を改築します。	学校改築施設管理課	継続して実施		
	3-2 8	学校のリフレッシュ改修	当面、改築に至らない小学校を対象に、教育環境の充実や施設の長寿命化を目的に、リフレッシュ改修工事を実施します。	学校改築施設管理課	継続して実施		
	3-2 9	トイレの洋式化	学校は学習の場であるとともに「生活の場」であるとの考え方のもと、全区立小中学校の便器の洋式化（全体の50%以上）を推進します。	学校改築施設管理課	28年度で完了予定。29年度以降は、男女分けが不十分なトイレや老朽化した外トイレなどを整備するとともに、さらに洋式化の向上を図る。	小中学校全体で洋式化50%以上を達成	

抜粋版参照	3-2	10	図工室等特別教室の空調機導入	全普通教室への導入を済ませている空調機については、既に整備済の音楽室、図書室に続いて、児童生徒の利用頻度の高い特別教室への空調機の計画的な導入を進めます。	学校改築施設管理課	継続して実施		
	3-2	11	エコスクール整備事業	壁面緑化、屋上緑化、ビオトープの整備や太陽光発電の導入等を通じ、児童生徒の環境教育、環境学習等の機会を提供します。	学校改築施設管理課	継続して実施		
抜粋版参照	3-2	12	イングリッシュサマーキャンプ事業 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立中学2年生を対象とした夏季施設事業。外国人留学生と活動と共にすることにより、英語によるコミュニケーション能力の向上と国際理解を深めることを目的とします。	学校支援課	継続して実施		全中学校で推進
	3-2	13	新聞大好きプロジェクト 〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立小中学校の児童・生徒に新聞に親しませ、社会の出来事やしくみに興味・関心を持たせるとともに、新聞を活用した授業を行うことを通して、言語活動の充実を図り、生きる力を育みます。	教育指導課	継続して実施	「平成28年度比べて読もう新聞コンクール」では、個人応募も含めて、小学校4003点、中学校2606点、合計6609点と、昨年度の応募総数を約970点も上回る。	全小中学校で推進
抜粋版参照	3-2	14	ALTの配置〔グローバル人材育成プロジェクト〕	区立中学生の英語に触れる機会を積極的に増やし、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。 小学校では、小1～小6の英語及び外国語活動の時間にALT（外国语指導助手）を配置します。 滝野川紅葉中学校では、放課後を活用してイングリッシュプラザを実施し、英語活用の機会を増やします。	教育指導課	継続して実施		全小中学校で推進
	3-2	15	学力パワーアップ事業 〔確かな学力向上プロジェクト〕	区立小中学校に、非常勤講師を配置し、児童一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導により、基礎的・基本的な学力の定着と向上を図ります。	教育指導課	継続して実施	小学校109人(内、学級経営支援員27人)、中学校25人(内、学級経営支援員7人)を各校の状況に合わせて配置した。	全小中学校で推進
抜粋版参照	3-2	16	中学校スクラム・サポート事業 〔確かな学力向上プロジェクト〕	数学専任の教育アドバイザー（元校長）が、全区立中学校において数学専科の教員への巡回指導を実施し、各学校での授業改善を推進します。また、家庭学習アドバイザー（外部講師）が、希望する生徒の数学及び英語の家庭学習を支援し、生徒個々の課題の解決と学習意欲の向上に取り組みます。	教育指導課	継続して実施	北区立中学校全12校で実施し、年間述べ人数、数学685名、英語618名の生徒が受講した。	全中学校で推進
	3-2	17	夢サポート教室 〔確かな学力向上プロジェクト〕	中学生を対象に、生徒一人ひとりの夢や希望する進路の実現を支援する学習教室を実施します。（27年度モデル実施）	教育指導課	継続して実施	会場を赤羽岩淵中学校、滝野川紅葉中学校、滝野川分庁舎の3会場に拡大し、全北区立中学3年生を対象とした。	全中学校で推進
抜粋版参照	3-2	18	学力フォローアップ教室 〔確かな学力向上プロジェクト〕	早い段階での学習のつまずきを解消するため、小学3年生、4年生を対象に学力補充教室を実施します。（27年度モデル校実施）	教育指導課	継続して実施	全北区立小学校へ実施拡大した。	全小学校で推進
	3-2	19	総合的な学習活動の推進	区立小中学校が総合的な学習活動を進める上で地域のボランティア講師の招聘等を行います。	教育指導課	継続して実施		
抜粋版参照	3-2	20	道徳副読本の配付	区立小中学校全校の児童生徒に対し、道徳の授業で使用する補助教材を配付します。	教育指導課	29年度をもって廃止	30年度に教科化に伴い廃止	
	3-2	21	魅力ある学校図書館づくり事業	図書館司書を配置するなどして、区立学校図書館を児童生徒が主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める場にし、児童生徒の言語力の向上を図ります。	教育指導課	継続して実施	飛鳥中ガーデンに加え、桐ヶ丘中ガーデン、十条富士見中ガーデンにおいて週2回、図書館司書業務委託を実施した。	
抜粋版参照	3-2	22	情報教育に関する研修会の実施	区立学校の教員のICT活用指導力の向上を図るため、情報機器の授業への活用や情報モラル等にかかる研修会を実施します。	教育指導課	継続して実施	夏季休業期間中に、全15講座実施。（内、タブレット型端末の活用講座は4講座実施）	

個別目標 ③自己実現の場と体験機会の提供

	施-個 No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
抜粋版参照	3-3 1	中学生モニター・高校生モニター	中学生、高校生世代の意見・要望・提案を聞き、区政運営の参考にするとともに、中高生の社会参加のきっかけづくりを目的に実施します。中学生モニターはアンケート・施設見学も実施、高校生モニターは隔年実施します。	広報課	継続して実施		
	3-3 2	小学生との区政を話し合う会	区政に対する意見・要望・提案を把握するため、小学生との意見交換会を実施します（平成27年度より毎年実施に変更）。	広報課	継続して実施		
	3-3 3	中学生防災学校 〔中学生地域防災力向上プロジェクト〕	中学生を対象に、AEDの使い方や初期消火の方法など防災の知識を身に付けさせ、中学生の力が地域の防災力向上に寄与するよう指導します。	防災課	区立中学校（全12校）および希望する区内私立中学校で実施する。	訓練内容の充実を図り、指導者として消防署、自主防災組織、消防団等と協力して、区立中学校（全12校）で実施した。	全区立中学校で実施実施
	3-3 4	地域防災リーダー育成・中学生編 〔中学生地域防災力向上プロジェクト〕	中学生が将来の地域防災リーダーになれるよう、地域の自主防災組織や消防団、消防署、学校などと連携を図り、地域や学校に配備されている防災資機材（D級ポンプ、救助用品、炊き出し用品等）の使用方法などを経験させることで、災害発生時には、中学生を中心となって活躍できる基盤づくりを行います。	防災課	中学生防災学校と統合して実施。	神谷、王子桜、稻付、および私立駿台学園各中学校において、各関係機関と連携して実施した。	全区立中学校で実施実施
	3-3 5	親子ふるさと体験事業	夏休みを利用して1泊2日で中之条町を訪ね、農業体験やそば打ち体験など、様々な体験を通して親子の交流を推進します。	地域振興課	継続して実施		
	3-3 6	都会っ子ふれあい農業体験事業	秋の稻刈りの時期に北区の小学5年生約20人が酒田市を訪れ、農業体験などを行い、両都市の児童交流を推進します。	地域振興課	事業見直しのため休止	28年度より事業内容の見直しのため休止	
	3-3 7	子ども文化教室	小学生から高校生を対象に、北区にゆかりのある芸術家等の協力を得ながら、伝統文化を体験・会得する教室を実施し、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。	文化施策担当課長	継続予定	出席率の低さから、活動弁士教室は休講する。日本舞踊教室は2クラス制として、幼児から小学校3年生、小学校4年生以上に再編する。	
	3-3 8	児童ダンス☆演劇教室	主に小学生を対象に、ダンス・発声・芝居等のトレーニングを通じて、円滑なコミュニケーションや運動能力、表現力などを伸ばすことを目指します。	文化施策担当課長	継続予定		
	3-3 9	スクールコンサート	小中学生や就学前児童を対象に学校の体育館などで演奏会等を行い、鑑賞の機会を設け間近に触れることにより、文化芸術を楽しむ豊かな時間の体験やきっかけづくりを図ります。	文化施策担当課長	継続予定	平成29年度には、初めて子ども発達支援センターさくらんぼ園で実施する。	小中学校62施設で実施
	3-3 10	輝く☆未来の星コンサート	東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協力により、北区の子どもたちとのジョイントコンサートや同校生徒による室内楽コンサートを行っており、子ども達の豊かな心を育てるとともに、将来、文化芸術を目指すきっかけづくりや親しむ機会の提供を図ります。	文化施策担当課長	継続予定	H29年度には、10周年記念行事を検討する。	
	3-3 11	伝統工芸保存事業	北区伝統工芸保存会会員が区内の小学校・児童館等へ出向き、伝統工芸の技を教えます。	産業振興課	継続して実施	30講座実施予定	
	3-3 12	夏休み親子消費者教室	普段、何気なく消費している素材を取り上げ、簡単な実験をとおして、物の仕組みや商品を知る力を育成します。	産業振興課	継続して実施	7組親子（15人）参加 「和食の原点“だし”ってなーに？」	
	3-3 13	親子消費者講座	夏休み期間に親子で消費生活に関する学習講座を実施します。	産業振興課	継続して実施	14組親子（29人）参加～楽しく学ぼう！おこづかいゲームと貯金箱工作～	

抜粋 版参照	3-3	14	エコエコツアー (親子施設見学会)	夏休みを利用して、清掃及びリサイクル施設を見学します。家庭から出されるごみやリサイクル資源がどのように処理されいくかを学び、将来に向けて3R(ごみを作らない、くり返し使う、再び資源として利用する)のライフスタイルを取り入れるきっかけとしていきます。	リサイクル清掃課	継続して実施		
	3-3	15	こどもエコクラブ	子どもたちが主体となって、地域の中で楽しみながら長く続けられるような環境活動、環境学習を行う機会を提供し、支援します。	環境課	継続して実施		
	3-3	16	子ども環境講座	様々な環境課題を題材に「気づき・考え・行動する」ことを学ぶため、自然環境講座、ホタル飼育講座、家族参加型の野外体験学習を実施します。	環境課	継続して実施		
	3-3	17	環境学習	環境にやさしい社会を創るには、ごみ減量とりサイクルの推進が重要です。幼少期にリサイクルやごみの分別の体験等を通じて学ぶ機会を提供するため、保育園・小学校等に清掃事務所職員が出向いて環境学習を実施します。	北区清掃事務所	継続して実施	25学級 1,800人	
	3-3	18	子どもかがやき顕彰	文化・スポーツ等で全国規模の大会への出場、東京都規模の大会での優勝など、特に優秀な成績を修め、北区のイメージアップに貢献した児童生徒等を顕彰し、地元意識の向上を図り、明日の北区を担う人づくりを目指します。	生涯学習・学校地域連携課	継続して実施	教育委員会実施の「北区文化・スポーツ等優良児童生徒表彰」を子どもかがやき顕彰に統合した。	
	3-3	19	青少年の発表の場の提供	青少年に意見や日常の活動を発表する場を提供し、発表を通じて社会への参画の意識を醸成し、活動の成果を実感するとともに、自信と達成感、責任感や連帯感を感じ取る機会とするため、発表の場の提供を推進します。	生涯学習・学校地域連携課	継続して実施		
	3-3	20	乳幼児と小・中・高校生との交流事業	児童館（子どもセンター）において、乳幼児とのふれあいを中心に、やさしさや慈しみの感情を育み、次世代につなげていく子育て環境をつくります。	子ども未来課	継続して実施		
	3-3	21	保育園と小・中・高校生との交流事業	保育園児と小・中・高校生との交流の中で、養育性を育みます。	保育課	継続して実施		
	3-3	22	文化・スポーツ等優良児童生徒の表彰	文化・スポーツ等の各領域で特筆すべき成績を修めた区立小中学校の児童・生徒を表彰し、青少年の健全育成の推進を図ります。	教育政策課	28年度に他事業へ統合のため終了	組織改正に伴う顕彰・表彰制度の見直しにより、生涯学習・学校地域連携課所管の「子どもかがやき顕彰」との統合を図った。これにより、「文化・スポーツ等優良児童生徒の表彰」は、27年度をもって終了した。	
	3-3	23	キャリア教育の実施	社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、区立小中学校における教育活動をキャリア教育の視点でとらえ直し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を実施します。	教育指導課	継続して実施		全区立小中学校で実施
抜粋 版参照	3-3	24	文化センター子どもひろば	文化センター利用団体、区民が主体となって、クラフト、音楽・舞踊体験、伝統文化・芸能、生活技術等各種体験の場を提供するイベントを各センターで開催します。	生涯学習・学校地域連携課	継続して実施		
	3-3	25	文化センター子ども講座	夏休みや土曜、日曜の生活をより一層充実したものとするために、絵画、手工芸、陶芸等各種教室を開催します。	生涯学習・学校地域連携課	継続して実施		

抜粋版参照	3-3	26	トップアスリート直伝教室	味の素ナショナルトレーニングセンター等と連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得します。また、キッズアスレティックスを小学校単位で体験し、子どもたちの運動能力の開発・向上を図ります。	東京オリンピック、パラリンピック担当課長	継続して実施		継続 キッズアスレティックス10校
	3-3	27	北区ふるさと農家体験館事業	区指定文化財である古民家において、小中学生を対象とした講座を実施し、昔の暮らしについて学びます。夏休みには工作教室を、年間を通じては野菜作り体験などを行います。また、希望される学校には古民家や民具などをみて、触れて、昔の暮らしについて学べる見学も行っています。	飛鳥山博物館	継続して実施		
	3-3	28	来て、見て、さわって！昔の道具	小中学年社会科の小単元「むかしをしらべる」に対応する事業。館所蔵の生活用具資料の展示と道具の使用体験を通じて、昔の道具の使い方や当時の暮らしを学びます。道具の使用体験は「かまと体験」「せんたく体験」など複数の中から選択。学校単位で参加を受け付け、冬季に博物館で実施します。	飛鳥山博物館	継続して実施		
	3-3	29	夏休みわくわくミュージアム	小中学生を対象に夏休みの期間に、子どもが楽しみながら北区の歴史や自然に親しめるように工夫した展示や、「土器作り」や「勾玉作り」など、体験を通して昔の人々の技術にふれる講座を開催します。講座は親子のふれあいの場ともなるよう、親子で参加するものが多くしています。	飛鳥山博物館	継続して実施		
	3-3	新規	省エネ道場	「北区ecoかるた」を使ったかるた遊びや工作などの体験を通して、楽しく遊びながら環境について学ぶことができる機会を提供します。また、学習を発揮する場として「北区ecoかるた大会」を開催します。	環境課	継続して実施（29年度以降は回数を増やし実施予定）	27年度「北区ecoかるた」78名参加 28年度 省エネ道場5回開催予定	

個別目標④ こことからだの健全な成長への支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
3-4	1	小学生の「人権の花」栽培活動	小学生の児童たちが、協力して種まきや水やりなどを行い、花の栽培を通して命あるものを大切にする気持ち、思いやりの気持ちを育みます。	総務課	継続して実施		
3-4	2	小学生の「人権メッセージ」	小学生を対象に、人権尊重の重要性・必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的として、体験を通して「人権についての思い」を発表する「人権メッセージ発表会」に参加します。	総務課	継続して実施		
3-4	3	中学生の「人権作文」	区内の中学生が、人権について日頃感じていることを体験などを通して作文にすることにより、人権問題に対して考え方、理解を深める機会とします。	総務課	継続して実施		
3-4	4	乳幼児健康診査（3～4ヶ月、6・9ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児）	健康相談係・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門家による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また、育児支援の相談や情報提供を図り、問題を早期に発見し対応します。	健康推進課	継続して実施		受診者数延べ 14054人

3-4	5	定期予防接種	伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延を予防するため、予防接種法第5条の規定により定期予防接種を実施し、公衆衛生の向上を図ります。	健康推進課	継続して実施		
3-4	6	乳幼児歯科保健相談	乳幼児（4歳未満）を対象に、歯科検診・相談、予防処置、歯みがき教室を実施します。	健康推進課	継続して実施		
3-4	7	保育園・幼稚園における歯科健診	歯の衛生週間実施計画に基づいて、保育園・幼稚園児を対象に検診を実施します。	健康推進課	継続して実施		
3-4	8	小児救急医療体制の整備	都道府県、近隣区市町村及び関係機関との連携し、救急医療体制の充実を図ります。月曜～土曜の夜間ににおける子ども（15歳以下）の急病患者に対する診療事業を、北区医師会の協力を得て東京北医療センターに委託して実施します。	健康推進課	継続して実施		
3-4	9	学校保健への情報提供	養護教諭などを通じて小中学校児童・生徒に対し、喫煙防止などの禁煙支援情報の提供や生活習慣病予防などの意識啓発を図ります。	健康推進課	継続して実施		
3-4	10	北区楽しい食の推進員による食育講座	食の大切さを伝えていくため、区独自で養成している「北区楽しい食の推進員（栄養士）」が講師となり、主に児童館（子どもセンター）の乳幼児クラブに参加している保護者を対象として食に関するテーマの講座を実施します。	健康推進課	継続して実施		1施設×4回/年実施
3-4	11	離乳食講習会	概ね8か月までの乳児を持つ保護者に、乳児の発達に応じた離乳食のすすめ方について、食材を使って具体的な指導を行います。	健康推進課	継続して実施		
3-4	12	幼児食講習会	11か月から1歳1か月までの乳幼児を持つ保護者に、離乳食から幼児食へのすすめ方について、試食をしながら指導を行います。	健康推進課	継続して実施		
3-4	13	食育体験教室	「食べるもの」「食べること」につながる多彩な分野への興味・関心を呼び起すため、「食」にまつわる様々な体験教室を実施します。	健康推進課	継続して実施		
3-4	14	親子クッキング教室	幼児親子、小学生親子を対象に、親子でふれあいながら、「食」に対する興味関心を引きだすため、食育講座や調理実習を行います。	健康推進課	継続して実施		
3-4	15	心の教育推進委員会の運営	「北区心の教育推進委員会」を設置し、児童生徒の心の教育及び健全育成に関わる課題を検討し、解決の方策を探るための会議、活動及び講演会を実施します。	教育指導課	継続して実施		推進
3-4	16	教育の場における人権教育の取り組み	各幼稚園、小中学校において、発達の段階に応じた人権教育を取り組み、教育活動全体を通じた人権教育の推進を図ります。また、指導事例を共有して、質の向上に努めます。	教育指導課	継続して実施		

個別目標 ⑤ 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

施一覧	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
抜粋版参照	3-5 1	児童館（子どもセンター）での小学生対応事業	児童の健康増進、情操を豊かにすることを目的に、日常活動、クラブ活動、行事活動等を展開するとともに、青少年地区委員会と連携し、地域の子育て力を高め、地域の子どもを心身ともに健やかに育成していきます。 また、各小学校における放課後子ども総合プランの実施にあたり、小学生対応事業が円滑に実施できるように支援していきます。	子ども未来課	継続して実施（児童館機能の統合・廃止に伴い実施施設数は減少）	岩淵・中里児童館を廃止	
抜粋版参照	3-5 2	ティーンズセンターの設置	地域の中高生世代の居場所や自己実現の場・社会体験機会の場を提供するとともに、中高生世代の悩みなどの相談や地域と中高生世代の架け橋としての役割を果たし、次代を担う人材を育成していきます。	子ども未来課	継続して実施（「子どもセンター・ティーンズセンター配置方針」に基づき、環境の整った児童館をティーンズセンターへ移行していく。）		6か所
抜粋版参照	3-5 3	放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	小学校を会場として、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が「放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、「学童クラブ」「放課後子ども教室」「校庭開放」「地域寺子屋」の機能を併せ持つ「放課後子ども総合プラン」を全小学校に導入していきます。 実施校ごとに地域の方で構成する実行委員会を設置し、地域の方々の協力を得ながら実施します。	子ども未来課	計画的に実施校を増やし、31年度までに小学校全校（35校）で実施する。	28年度に4校で新規開設し、19校で実施	わくわくひろば全校、学童クラブ64クラブ（内一体型64）放課後子ども教室全校
	3-5 4	専門相談事業（子ども家庭支援センター心理相談）	育てにくい子どもが虐待を受ける場合が多いことから、児童や保護者に対し床心理士が相談に応じます。	子ども家庭支援センター	継続して実施		
	3-5 5	相談カード（子ども向け）の配付	児童虐待を早期に発見し支援するために、子ども家庭支援センターを紹介するカードを小学5年生・中学1年生に配付し、相談につなげます。	子ども家庭支援センター	継続して実施	5000枚印刷し、夏休み前に各学校を通し、小学5年生と中学1年生に配布を行った。	
	3-5 6	スクールカウンセラー（SC）の配置	いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等の対応のために、区立小中学校へ児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小中学校全校に配置します。	教育支援担当課	継続して実施		
抜粋版参照	3-5 7	スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置	児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題等の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置します。また、教育相談員や民生委員・児童委員、児童相談所等の関係機関と連携して相談等の対応を行います。	教育支援担当課	継続して実施	28年度より子どもの貧困対策や障害者差別解消法による合理的配慮などの視点を持った支援を含めた相談へ拡大。	

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

個別目標 ① 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

抜粋
版参照

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
4-1	1	オレンジリボンキャンペーン事業	児童虐待防止のシンボルでもあるオレンジリボンを活用しつつ、子どもにに対する重大な権利侵害である児童虐待を防止するために、講演会やオレンジリボンキャンペーンを実施します。	子ども家庭支援センター	継続して実施	まちかどオレンジリボンキャンペーンを2か所の商店街で、大学生や、民生児童委員、商店街、町会、社会福祉協議会、児童相談所と連携し実施した。講演会は、育児不安の解消が児童虐待防止の第一歩であるとして、対象年齢別的一般区民向けの講演会と、職員向けの講演会を実施した。	
4-1	2 ※	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、子ども家庭支援センター職員による助言・指導と、ヘルパー派遣による育児・家事援助を行い、養育が困難な家庭が安定した児童の養育が行えるよう支援します。	子ども家庭支援センター	継続して実施	本事業2年目を迎え、徐々に定着し、利用者が増加した。	234人
4-1	3	要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所及び民生委員、保育園、幼稚園、学校、児童館（子どもセンター）を始め、小児科医・産科医・助産師・薬剤師・歯科医師等、区内の関係機関、関係団体との連携を一層推進し、情報を共有しながら要保護児童などへの適切な対応を図ります。	子ども家庭支援センター	継続して実施	代表者会議の構成員に新たに、小・中学校長の代表者を迎え、実務者会議の分科会として、新たに教育振興部とのケースの進行会議を年3回開催した。	充実
4-1	4	見守りサポート事業	子ども家庭支援センターにおいて、児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められる在宅での指導が適当と判断される家庭、及び児童虐待により児童相談所が一時保護もしくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等への支援を行います。	子ども家庭支援センター	継続して実施	0件であった。必要なケースは受理をして対応しているため、今後も同様な方向で実施予定。	
4-1	5	相談対応力強化事業	子ども家庭支援サービスの総合調整機関である子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）の対応力強化を図るために、児童相談所へ職員を派遣します。	子ども家庭支援センター	継続して実施		
4-1	6	養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座	養育支援を必要とする家庭を早期に把握して、居場所づくり・仲間づくりをすすめ、子育ての孤立化を防止し、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター	継続して実施		
4-1	7	ペアレントトレーニング事業	子育てに不安感を抱いたり、子どもへの対応の仕方がわからない保護者に対し、ペアレントトレーニングを実施し、子育て力を向上させ、安定した親子関係を育み、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター	継続して実施		

個別目標 ② ひとり親家庭への支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
4-2	1	ひとり親休養ホーム事業	区が日帰り施設を指定し、利用料の一部を助成して、ひとり親家庭の休養、健康増進を図ります。	生活福祉課	継続して実施		
4-2	2	ひとり親家庭の親の就業促進	ハローワークと連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、ひとり親家庭に対して、自立支援給付金事業を実施します。	生活福祉課	継続して実施		推進

4-2	3	ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取り組みに関する情報の提供	迅速かつきめ細やかな対応をめざして、相談体制を充実させるとともに、施策や取り組みについて北区ニュースやホームページで情報提供を行います。	生活福祉課	継続して実施		充実
4-2	4	母子生活支援施設（浮間ハイマート）	母子家庭で児童の養育が十分できない場合、母子共に入所させて保護し、生活の安定と自立を支援します。	生活福祉課	継続して実施		
4-2	5	東京都母子及び父子福祉資金貸付	母子家庭または父子家庭に対して、経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸付します。	生活福祉課	継続して実施		
4-2	6	母子福祉応急小口資金貸付	母子家庭に対して応急に必要とする小口資金を貸付けることにより、生活の安定を図ります。	生活福祉課	継続して実施	平成28年度に違約金の延滞利率を変更した。	
4-2	7	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親又は父か母が障害のある家庭で、18歳に達した日の属する年度の末日（児童が障害の場合は20歳未満）まで、保険適用医療費自己負担分の全額又は一部を区が負担します。	子ども未来課	継続して実施		
4-2	8	児童扶養手当の支給	18歳に達した年度末までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいるひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭に手当を支給します。	子ども未来課	継続して実施		継続
4-2	9	児童育成手当の支給	18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育するひとり親家庭又は父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に手当を支給します。（都制度）	子ども未来課	継続して実施		継続
4-2	10	福祉サービス第三者評価の実施	母子生活支援施設サービスの質の確保と向上を図るために、第三者評価を実施します。	生活福祉課	次回、平成31年度実施予定	調査実施	

個別目標 ③ 障害のある子どもと家庭への支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
4-3	1	自立支援医療（育成医療）	手術など治療により、確実な治療効果が期待でき身体障害の除去・軽減が見込まれる18歳未満の児童に対して医療費を助成します。	障害福祉課	継続して実施		
4-3	2	小児慢性疾患医療費助成	改正児童福祉法（平成27年1月1日施行）に基づき、定められた対象疾患の治療方法等の情報を今後の治療研究に活かすとともに、その治療にかかった費用（保険適用分）の一部を助成します。	障害福祉課	継続して実施		
4-3	3	小児精神障害者入院医療費助成	精神疾患のため精神科病棟にて入院治療を必要とする18歳未満の方を対象に、健康保険が適用される入院費の自己負担分（食事代除く）を助成します。	障害福祉課	継続して実施		

4-3	4	中等度難聴児発達支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害福祉課	継続して実施		
4-3	5	気管支ぜん息児等への公害健康被害予防事業	気管支ぜん息等をもつ子どもとその親を対象に健康相談や学習の機会を設けます。	障害福祉課	継続して実施		
4-3	6	障害児福祉手当	障害のため必要となる特別な負担の軽減を図るため、重度心身障害児に対し手当を支給します。	障害福祉課	継続して実施		
4-3	7	障害児通所支援事業 (児童発達支援)	心身の発達に遅れやつまずきのある未就学児を対象に、児童発達支援事業所において日常生活における基本的な動作の指導等の療育支援を行います。	障害福祉課	継続して実施		
4-3	8	障害児通所支援事業 (放課後等デイサービス)	通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日に放課後等デイサービス事業所において生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、居場所づくりを行います。	障害福祉課	継続して実施		充実
4-3	9	相談支援事業（障害児相談支援）	区が指定する「指定障害児相談支援事業者」が障害児支援利用計画を作成しモニタリングを行うことにより、適切なサービス利用をきめ細かく支援します。	障害福祉課	継続して実施		
4-3	10	特別児童扶養手当の支給	中度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育する家庭に対し、都が手当を支給します。	子ども未来課	継続して実施		
4-3	11	さくらんぼ園 (子ども発達支援センター)	就学前の障害またはその疑いがある乳幼児に対し、相談から療育までの総合的な支援を行います。療育部門は児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」により早期に療育を行い発達を支援し、相談部門では発達相談や区民に対する普及啓発活動等を行い、相談支援事業所として「サービス等利用計画」の作成を行います。	子ども家庭支援センター	継続して実施		充実
4-3	12	巡回指導員の派遣	障害児の保育を推進するため、保育園及び学童クラブへ巡回指導員を派遣します。また、私立幼稚園にも巡回指導員を派遣します。	子ども未来課、 保育課	継続して実施		
4-3	13	特別支援児保育	公私立保育園において、適正に職員を配置し、児童の発達の状況に応じた保育を行います。	保育課	継続して実施		

抜粋版参照	4-3	14	幼稚園の特別支援児受け入れ	区立幼稚園において、わずかな手助けがあれば集団の中でほかの児童といっしょに園生活をすることができる特別な支援を必要とする児童を受け入れます。また、私立幼稚園においても特別支援対象児の受け入れを行っています。	学校支援課	公立こども園追加（区立幼稚園と同様。定員枠を設けてない）	区立幼稚園においては、28年度中に行った29年4月入園児募集より、特別な支援を必要とする児童の定員撤廃	
	4-3	15	肢体不自由児等への介助員の派遣	区立小中学校における通常学級での学習活動に支障のない肢体不自由等の児童・生徒に対し、就学支援委員会において審議・判定の結果、介助員を配置します。年間を通じて、通常学級での学校生活にあたって生活場面での移動や生活動作等の介助を行います。	教育支援担当課	継続して実施		
	4-3	16	特別支援学級交流教育推進事業	区立小中学校の特別支援学級在籍児一人ひとりの障害や発達の状況に応じ、個別指導計画に基づいて、非常勤講師を同行させて通常学級の活動の一部に参加させる等の交流及び共同学習を行い、学習・教育活動の補助を行います。	教育支援担当課	継続して実施		
	4-3	17	特別支援教室の推進	発達障害の児童が、すべての学校に在籍していることを前提とした支援体制の整備を図り、早期に特別支援教育につなげるために、各校で指導を行うための特別支援教室を設置して、専門性の高い教員が巡回し、個に応じた特別支援教育を実施します。	教育支援担当課	継続して実施	平成28年度より区立小学校全校に特別支援教室を設置し、巡回指導を実施。	特別支援教室実施校36校
	4-3	18	就学支援シートの作成・活用	小学校への入学にあたって、家庭や就学前機関（幼稚園・保育園・療育機関等）において、子どもとの関わりの中で、配慮してきたことや心配なことなどを就学先に伝える就学支援シートをすべての保護者に配布しています。子どもの生活の様子や配慮が必要なことを保護者と就学前機関が連携して作成し、子どもが持てる力を十分發揮できるよう、就学する小学校での具体的な指導や支援に活用します。	教育支援担当課	継続して実施		
	4-3	19	副籍制度の推進	都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区立小中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、継続的な交流を通して、居住する地域の中で障害のない児童・生徒との相互理解につなげ、豊かな心を育んでいくことを目指していきます。	教育支援担当課	継続して実施		
	4-3	新規	サポートファイル活用・推進	乳幼児期から社会生活に至るまでの成長記録や療育機関、学校、医療・福祉機関等で受けた支援内容や提供された資料などを保護者が記録・保管していくファイルのことで、家庭と関係機関との間で情報を円滑に共有し、より良い支援を受けるために活用することを目的とし、弁護や成長などに悩みや不安、また障害や疾病などがある子どもが、一貫した切れ目ない支援をうけるために活用を進めていきます。	教育支援担当課	29年度より区立小・中学校特別支援学級設置校への配付を開始し、段階的に配付先の拡大と活用の周知を図っていきます。	東京都立特別支援学校小学部・中学部へ配付。区立小学校特別支援学級2校に先行配付。	

個別目標 ④ 生活困窮家庭への支援

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
	4-4 1	自立支援プログラム (高校進学支援プログラム)	生活保護世帯で中学生の子どもを持つ保護者に、塾費用を助成することにより、保護者と子どもの進学意識を高め、高校入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。	生活福祉課	継続して実施		推進
	4-4 2	中学校を卒業する被保護世帯の子どもに対する自立援助金の支給	生活保護世帯で中学校を卒業し就職する方に対し、就職支度費を支給し、本人及び世帯の自立助長を図ります。	生活福祉課	継続して実施		
	4-4 3	修学旅行支度金の支給	生活保護世帯の小学校5・6年生又は中学校3年生に対し、修学旅行に参加する際に必要とする参加支度費を支給し、修学を支援します。	生活福祉課	継続して実施		
	4-4 4	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方）に対し、生活保護に至る前の段階から支援（自立相談支援事業・住居確保給付金支給事業・家計相談支援事業等）を行うことで、生活困窮状態からの早期自立を図ります。	生活福祉課	平成29年度から新たに就労準備支援事業を実施予定	平成28年度から生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を実施	
抜粋版参照	4-4 新規	子どもの未来応援プロジェクト	子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組むことを目的として、平成28年度末に「（仮称）東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」を策定し、実効性の高い施策展開を図ります。	子ども未来課	計画に基づき、子どもたちの育ちや学びをささえるとともに、困難を抱える家庭を早期に発見し、確実に支援が届く環境づくりを図る。	28年度末の計画策定を目指し、実態調査を行うとともに、学識経験者を含む検討会において検討を行っている。28年12月～29年1月に、計画の中間まとめについて、パブリックコメントを実施した。	

施策目標 5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

個別目標 ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
	5-1 1	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取り組みや推進方法等及び仕事と生活の調和に役立つ情報について、情報誌や講座等により情報提供を行います。	男女いきいき推進課	継続して実施		推進

個別目標 ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
抜粋版参照	5-2 1	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業	ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業と認定し、広く区内にPRをすることにより、ワーク・ライフ・バランスの啓発並びに推進を図ります。	男女いきいき推進課	継続して実施		推進企業認定数26社（累計）
	5-2 2	アドバイザー派遣制度の推進事業	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業または取り組みを更に向上させようとする企業に専門のアドバイザーを派遣する。	男女いきいき推進課	継続して実施		アドバイザー派遣（延べ）件/年

個別目標 ③ 男女が共に担う子育ての推進

施-個	No.	事業名	事業内容	所管課	H29年度以降 事業実施方針	平成28年度における特記事項	既存計画 H31年度目標
5-3	1	パパ参上	父親向けに、親子で楽しめる遊びや育児等の講座を行います。	子ども家庭支援センター	継続して実施		10回/年実施
5-3	2	男性の子育て・家事協働支援	男性が子育てや家事の担い手として、主体的に参画するための知識や技術を身につけるための講座を開催します。また、男性同士で子育てのアイディアや経験を分かち合う場を提供します。	男女いきいき推進課	継続して実施		
5-3	3	イクメン講座・イクじいイクばあ講座	育児に積極的に関わろうとする男性（父親）や祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関われる環境づくりを推進し、子育て支援の輪を広げていくため、父親向けの講座及び祖父母世代向けの講座などを実施します。	子ども未来課、 男女いきいき推進課	継続して実施		延べ参加者数400人 (1-3-4ママ応援プロジェクトと5-3-4父親への支援事業も含んだ合計)
5-3	4	父親への支援事業	児童館（子どもセンター）において、父親向けのイクメン事業や親育ちサポート事業を実施し、父親の育児参加を支援します。また、これらの講座を通して、父親同士のコミュニケーションの場の提供を行い、ネットワークづくりのきっかけとなる仕掛けを行っていきます。	子ども未来課	継続して実施		延べ参加者数400人 (1-3-4ママ応援プロジェクトと5-3-3イクメン講座・イクじいイクばあ講座も含んだ合計)